

平成31年度 長崎県高等学校文化活動活性化補助事業
【対象事業（6）部活動を単位とした強化・育成のための事業】補助金取扱要領

1 補助金の取り扱いについて

(1) 備品の購入経費は対象とならない。

※「備品」とは長崎県物品取扱規則に定めるものをいう。

目安は一点の取得価額が3万円以上のもの。

(2) 図書は原則として補助対象外とする。但し、事業実施に必要不可欠と判断されるものについては、学芸文化課と事前に協議し決定する。また、一点の取得価額が1万円以上の図書は、台帳、図書管理ラベルを整備し適切に管理しなければならない。

(3) 消耗品の購入は、活性化補助事業を実施するために必要なもののみとする。

(4) 県高等学校総合文化祭、及び全国高等学校総合文化祭をはじめとする高文連主催行事や各種コンクール等への出場に係る経費は対象とならない。

2 補助対象事業

(1) 合宿・遠征事業

(2) 講師招へい事業

(3) 発表会等開催事業

(4) 文化活動の強化及び育成に関する事業

※具体例

- ・ 近隣の学校との合同練習会や発表会の開催
- ・ 公共施設を利用した作品展の開催（複数校での開催が望ましい）
- ・ 各種コンテスト、コンクール参加を目指した強化練習等

3 対象経費

- ・ 外部講師に対する謝金、旅費（実費額。但し、県の旅費条例の規定に準じた額を上限とする。）
- ・ 引率教員の旅費（実費額。但し、県の旅費条例の規定に準じた額を上限とする。）
- ・ 参加生徒旅費（実費額）
- ・ 会場使用料
- ・ その他、事業実施に必要な材料費、消耗品費等

※本補助金から支出できる謝金は、1時間あたり単価5,500円を限度とし、30分未満の端数は切り捨て、30分以上は1時間として処理するものとする。また、講師が講習会等のための準備に要する時間も算定に含めることができる。なお、本補助金に活動事業費等を上乗せして謝金を支払うことを妨げるものではない。

参考：県予算単価 大学教授級5,500円 大学准教授級4,500円 その他外部講師3,500円

※合宿等で宿泊費に含まれる場合を除き、生徒、引率教員の飲食に係る経費は対象外。

※各経費とも第三者への合理的な説明ができるよう、使途・金額・数量等の妥当性を十分考慮すること。

4 補助金の額について

別途部活動等ごとに高文連が指定した金額。

5 補助金の交付申請について

補助金の交付を受けようとする部活動等は、補助金交付申請書（様式 1、2）を所定の日までに長崎県高等学校文化連盟の当該専門部に提出すること。

（1）様式 1

採択された部活動等が補助事業として行う年間の事業計画を事業ごとに記入し、各事業の内容についての概要を記入すること。（記入例参照）

（2）様式 2

事業ごとに区分し予算を記入すること。1つの事業でも開催日程や内容等が異なる場合は、欄を分けて作成すること。**事業総額で予算書を作成し、総事業費が県補助額を超える場合は、補助金による支出とそれ以外の支出を区分して記入し、その財源がわかるように記入すること。**（記入例参照）

6 補助金の交付について

本補助金は必要に応じて概算払により交付することができる。

7 実績報告書について

補助金の交付を受けた部活動等は、事業完了後すみやかに、実績報告書（様式 3、4）を長崎県高等学校文化連盟の当該専門部に提出すること。

（1）様式 3

この報告書には、指定を受けた部活動等が補助事業として行った年間の事業報告（実績）を事業ごとに記入すること。各事業の内容について、概要と実施内容や事業の成果等を記入すること。**また、事業の実施内容がわかる資料・写真等を添付すること。**

（2）様式 4

事業ごとに収支決算書を作成すること。

決算書は事業総額で作成し、総事業費が県補助額を超える場合は、補助金による支出とそれ以外の支出を区分して記入し、その財源がわかるように記入すること。

8 補助事業の経理について

（1）部活動等は、補助事業に要する経理について独立した会計を設置すること。また、2種目以上の指定を受けた場合、他の県補助事業を受けた場合は各々別会計とし、相互の流用は認められない。

（2）補助金の交付を受けた部活動等は、補助事業に要する経理について、その収支を記載した帳簿を備え、常に経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して、5年間保存しておくこと。

（3）領収書等の支出証拠書類は、写しを長崎県高等学校文化連盟の当該専門部へ提出し、各部活動等はその原本を保管すること。

9 長崎県高等学校文化連盟会長は、各部活動等における事業実施内容が当該補助事業の趣旨に反すると認められる場合、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。また、必要に応じて本事業の実施状況及び経理状況について監査を行うことができる。